

## 国による水産政策の改革について ～ 水産改革関連法の概要 ～

### 1 趣旨

適切な水産資源の管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本制度を一体的に見直すもの。

### 2 対象となる法律

◆【一部改正】漁業法、水産業協同組合法 など

◆【廃止】海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法） ⇒ 漁業法に組入

### 3 法改正の主なポイント

	ポイント	主な内容	対象
①	新たな資源管理システムの導入	・持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる資源水準を目標 ・漁獲可能量（TAC）※を基本とする新たな資源管理 など	漁業法
②	漁獲割当（IQ）制度の導入	・TACを漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止（先ずは、大臣許可漁業から導入） など	漁業法
③	漁業許可制度の見直し	・漁業許可の一斉更新制度の廃止（随時新規・更新を行う制度に転換） ・IQ導入漁船のトン数制限撤廃（漁船の大型化の促進） など	漁業法
④	漁業権制度の見直し	・漁業権を付与する際の優先順位の法定制の廃止 〔既存漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合は、その者に免許し、その他の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許（民間企業の参入も視野に入れ、優先順位を廃止）〕	漁業法
⑤	密漁対策のための罰則強化	・ナマコ、アワビ等の採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設（懲役3年以下又は罰金3,000万円以下） など	漁業法
⑥	海区漁業調整委員会の委員選出方法の見直し	・漁民委員の公選制を廃止し、 <u>全ての委員を知事が議会同意を得て任命</u>	漁業法
⑦	漁協制度の見直し	・漁協の役割として漁業者の所得向上を明記 ・理事として販売の実践的能力を有する者の登用を義務づけ など	水協法

具体的な基準等は、今後、政省令や技術的助言で制定

※ 特定の魚種ごとに捕獲できる総量を定めたもの（Total Allowable Catch）。

現在の8種類（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、さば類、するめいか、ずわいがに、くろまぐろ）のTAC対象魚種を更に増やそうとするもの。

### 4 施行日

公布の日（平成30年12月14日）から2年以内 ※ 一部の規定を除く

## 5 本県への影響

国は、漁業法等の一部を改正する等の法律の運用に関する政省令等について、令和元年11月8日付けでパブリックコメントを実施した。

令和2年2月10日現在、パブリックコメントの結果を踏まえた政省令案や、漁業権を付与する際の優先順位の考え方などが示される予定の水産庁長官通知（技術的助言）については、内容が判明しておらず、本県への影響は現時点では不透明である。

## 6 県の対応

(1) 平成30年11月、令和元年6月に国に対し、次の①～③の事項を求める要望書を提出しており、今後も必要な働き掛けを継続していく。

- ① 漁業者などへの改革の内容の十分な説明と漁業者などの意見を反映した制度運用
- ② 改革に係る漁業者などの経営への配慮
- ③ 新制度の運用に係る負担の軽減と予算の確保

(2) 政省令等の公表後、漁業者へ新制度の周知を実施していく。

(3) 政省令等を踏まえた県漁業調整規則等の整備と漁業者等への丁寧な説明を行う。

### 【参考】

#### 1 岩手県での国等の現地説明会の開催状況

開催時期 平成31年1月から令和元年10月

開催地 久慈市(2)、宮古市(1)、大船渡市(1)、花巻市(1)、盛岡市(3)

※ 括弧書きは開催回数

主催者 県、岩手県漁業協同組合連合会、岩手県漁協女性部連絡協議会、岩手県漁業士会、漁協等

のべ出席者 約800名

#### 2 国のパブリックコメントの内容（令和元年11月8日付け）

(1) 漁業法施行規則の全部を改正する省令

(2) 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

(3) 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

(4) 漁業法第41条第1項第1号についての適格性の基準

(5) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

(6) 水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

(7) 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部を改正する命令